國學院大學学術情報リポジトリ

奉誄儀礼と王権継承：特集『日本書紀』研究の現在と未来

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2023-02-05
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 佐藤, 長門, Sato, Nagato
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000601

奉誄儀礼と王権継承

佐藤長門

はじめに

日本古代において、人が亡くなった際に埋葬するまでの一時期、遺体を小屋に安置したり仮埋葬しておき、その間に遺族や近親者が小屋に籠もって諸儀礼をおこなう葬制を殯（もがり）という。とくに死者が天皇や皇后・皇子女などの貴人の場合には、殯宮（もがりのみや）と呼ばれる喪屋が新たに造営されたことから、そこでおこなわれた一連の喪葬儀礼を殯宮（ひんきゅう）儀礼と称している。主として令制以前にさかんに挙行されたこの喪葬儀礼について、文献史学の立場から本格的な検討をおこなったのは和田萃であった。[1] 和田の論点は多岐にわたるが、稲田奈津子の整理[2]に従えば殯宮儀礼についての㈠形成過程の解明、㈡二重構造の指摘、㈢殯宮内での奉仕者（近親女性）に関する議論ということになる。

本稿では、そのうち主に㈡にかかわる誄（しのびごと）の奉上について検討するが、稲田は殯宮への奉仕と女帝即位の関係について、和田の「殯宮儀礼の再分析―服属と儀礼―」を引用する形で「先帝の柩近くに奉仕する皇后は、草壁皇子が率いる公卿・百寮人等による殯庭での慟哭を、柩とともに受ける立場にあるとし、この拝礼形式は朝賀とも通じる儀礼の場の在り方であって、その

ことが女帝即位の前提となっていたことを示唆する」とまとめている。しかし、右の論考のなかで和田は、「皇后」鸕野讃良（うののさらら）皇女の殯宮奉仕に関して、先帝の柩とともに朝賀にも通ずる慟哭の対象となったとは述べているものの、それが女帝即位の前提になったという記述はみあたらない。右の記述をする前、稲田は仁藤敦史の研究[3]を引用し、「夫である敏達天皇の殯を主催したことが、推古の女帝即位の前提になっているとの見解が示されている」と述べていることから、この「示唆」は和田の論考と仁藤の見解をないまぜにして、稲田が感受したものととらえるべきだろう。

というのも、右の和田の論考における「女帝」という用語は、鸕野讃良皇女を（のちの持統女帝）とカッコつきで記す箇所と、「持統四年正月の持統女帝の即位記事」とある二箇所の、合計三箇所しかあらわれないばかりか、稲田が受けた「示唆」とは異なる記載もみえるからである。すなわち和田は誄の奉上について、故人の幽魂を慰撫するために縁ある事柄を言葉を尽くして述べることであったが、次第に故人に対してよりも新しい皇位継承者に忠節・服属を誓うものになったととらえ、とくに天武殯宮の場においては草壁皇子が公卿・百寮人を率い、喪主として公式儀礼を領導する地位にあったと記している[4]。かかる記載からすると、和田は「新しい皇位継承者」として草壁を想定しているように読めるのだが、はたして和田の認識と稲田の「示唆」とでは、いずれが正しいのであろうか。

以下では古代の殯宮儀礼のうち、故人に誄を奉上する儀礼（奉誄（ほうるい）儀礼）を取りあげ、その儀礼的特徴と変遷過程を史料から跡づけるとともに、王権継承とどのようにかかわっていたのかについて考察していく。

一．殯の二重構造

殯宮儀礼が王権継承と密接に関係していることを最初に指摘したのは和田で、通常は一年以内に終了するはずの殯が長期間にわたる場合は、その背後に複雑な政情がひそんでおり、しかも先帝の殯が終了していない時期に新帝の即位・遷宮がおこなわれている事例では、新帝即位に際して問題のあった場合が多いと述べている。しかし前稿[5]で指摘したように、その死後に遺詔をめぐって継承争いが勃発した推古女帝の殯が六ヵ月と短いのに対し、中大兄皇子が事実上唯一の後継者であったはずの斉明女帝の殯が五年三ヵ月と長期であったように、殯の期間と「政情」とに相関関係は認められない。また、先帝殯と新帝即位の

先後関係についても、和田が問題にした雄略天皇以後の実例をみると、先帝の殯終了後に新帝即位がおこなわれたのは顕宗・武烈・宣化・欽明・敏達・推古・舒明・斉明・天智・持統の一〇例なのに対し、殯の終了を待たずに新帝が即位したのは雄略・清寧・仁賢・継体・安閑・用明・皇極・元明の八例を数え、両者に明確な有意差はないといってよいだろう。何が「複雑な政情」で、何が「即位に際して問題」なのかについては、論者の主観によって変わり得ることも想定しておく必要があり、それらは確実な基準とはいいがたい。殯の期間内に王権継承にかかわる動きが起きやすかったことは確かであろうが、それはその時期が新旧天皇の交代時期であったからで、後継者をめぐる抗争が先代の葬儀中に発生しやすいのは、どの時代にあっても起こり得ることである。(6)

【史料1】『日本書紀』崇峻即位前紀（用明二年〈五八七〉六月庚戌〈七日〉条、抄出）

蘇我馬子宿祢ら、炊屋姫尊を奉りて、佐伯連丹経手・土師連磐村・的臣真嚙に詔して曰はく、「汝ら、兵を厳ひて速やかに往きて、穴穂部皇子と宅部皇子とを誅殺せ」と。

【史料2】『日本書紀』崇峻即位前紀（用明二年〈五八七〉八月甲辰〈二日〉条）

炊屋姫尊と群臣と、天皇（崇峻）を勧め進りて、即天皇之位さしむ。蘇我馬子宿祢を以て大臣となすこと故の如し。卿大夫の位、亦故の如し。

ところで稲田の整理にもあったように、和田は殯宮儀礼を殯宮内部での儀礼（狭義の殯宮儀礼）と殯宮が営まれている殯庭での儀礼（殯庭儀礼）に分け、前者を血縁者（女性限定と想定）や女官・遊部などが奉仕する王権内部の私的儀礼、後者を公的な性格が色濃い儀礼とみなしている。(7) さらに、丁未の役（蘇我・物部戦争）時に炊屋姫（のちの推古女帝）が穴穂部皇子らの殺害を命じたこと（史料1）や、その後に泊瀬部皇子（崇峻天皇）の即位を群臣とともに勧めたこと（史料2）などは、炊屋姫ら近親女性が必ずしも殯宮に籠もりきっていなかったことを示しているようだが、史料1に「炊屋姫尊を奉りて」とみえるように、彼女は馬子によって名目的に奉載されたとも解されるのであって、炊屋姫が殯宮に籠もりきっていたとも考え得るとしている。この点は鸕野讃良皇女も同様で、朱鳥元年（六八六）十月に大津皇子の謀反事件に連座した人々を赦免した際に出された詔などは『日本書紀』編纂段階で潤色を受けていることが明

らかであり、詔の発令も鸕野皇后ではなく草壁皇子としてもよいとし、女性の肉親が殯宮に籠もるのは殯の全期間と考えると述べている。

【史料3】『日本書紀』持統元年（六八七）八月己未（二十八日）条

天皇（鸕野讃良）、直大肆藤原朝臣大嶋・直大肆黄書連大伴をして、三百の龍象しき大徳らを飛鳥寺に請せ集へて、袈裟を奉施す。人別に一領。曰はく、「此は天淳中原瀛真人天皇（天武）の御服を以て、縫ひ作る所なり」と。詔の詞酸く割し。具に陳ぶべからず。

右の史料3は、天武の殯の期間中に「天皇」と記されている唯一の箇所であるが、和田はかかる行為は殯宮に籠もっていてもできることであり、また殯が終了したあとの持統三年（六八九）正月に天皇が万国の使者を前殿に朝せしめたことも、その行為者が鸕野皇后自身であることを示しているかのようであるとしている。かかる見解について稲田は、殯宮儀礼が二重構造であったことを認めつつ、史料3の「天皇」は鸕野皇后を指し、朱鳥元年の「詔」も彼女が発したものと理解すべきであるとし、殯に奉仕する近親女性が殯宮内に籠もっていたとする見方には根拠がなく、さらに狭義の殯宮儀礼を秘儀とみなす吉田孝などの見解[8]も批判する。

私見でも、先帝の幽魂を奉斎する近親女性が四六時中、殯宮内に籠もる必要はないと考える。それは、数年間にわたることもある殯宮儀礼の全期間において、彼女たちが殯宮施設内部だけで生活できたとは思えないからである。彼女たちは日常生活をおこなう「ケ」の場と、幽魂に奉仕する「ハレ」の場を往き来していたのではなかろうか。ただし、殯が故人の霊魂を慰撫する喪葬儀礼である以上、その奉仕者は原則として潔斎生活をおこなっていたと想定され、むやみに政治的行動に出ることもなかったのだろう。稲田が気にしているように、天武の殯庭儀礼に鸕野皇后の姿がみえないのは、彼女が奉斎活動を優先していたことの、何よりの証明になる。また、狭義の殯宮儀礼を秘儀として特別視、神聖視するべきでないという点にも同感で、殯宮に奉仕する女性が依り代となって「天皇霊」を保有し、新帝に委譲したとする立証困難な見解[9]はいうまでもなく、近年の殯宮儀礼を主催することが女帝即位の前提となったとする見解[10]にも与することはできない。狭義の殯宮儀礼を秘儀とはみなせない以上、それを差配した先帝后妃等を特別視することもできないからである。

では、狭義の殯宮儀礼と王権継承にほとんど関連性がみられないとすると、残る殯庭儀礼についてはどう考えるべきなので

あろうか。次節以下では、殯庭儀礼のなかでも主要な要素とされる奉誄儀礼を取りあげ、とくに王権継承とのかかわりに焦点をあてて検討していく。

二．敏達殯宮における奉誄儀礼

『日本書紀』において、誄は「しのびごと」あるいは「しのびごとたてまつる」と読まれ、和田の規定によれば「故人を思い偲ぶ言葉の意であって、亡き人の幽魂を慰めるために、故人に縁ある事柄を言葉を尽くして述べること」であったが、「次第に亡き大王（天皇）に対してよりもむしろ新しい皇位継承者に忠節を誓うものとなった」とされている。[11] 和田による、このような誄の二義性についての指摘は重要で、これによって殯宮儀礼と王権継承の関係を考察するための手がかりをつかむことができたといってよいだろう。日本で殯の儀礼化が完成した時期について、和田は和風諡号の分析から安閑末期から宣化期にかけてのころとし、誄も同時期に成立したととらえている。[12] ただ実際に、殯宮儀礼や奉誄儀礼が史料上にあらわれるのは、次に掲げる敏達天皇の葬儀を待たなければならない。

【史料4】『日本書紀』敏達十四年（五八五）八月己亥（十五日）条

天皇（敏達）、病弥留りて、大殿に崩りましぬ。是の時に、殯宮を広瀬に起つ。馬子宿祢大臣、刀を佩きて誄たてまつる。物部弓削守屋大連、听然而咲ひて曰はく、「猟箭中へる雀鳥の如し」と。次に弓削守屋大連、手脚搖き震ひて誄たてまつる。〔搖震は、戦ひ慄くなり。〕馬子宿祢大臣、咲ひて曰はく、「鈴を懸くべし」と。是に由りて、二の臣、微くに怨恨を生す。三輪君逆は、隼人をして殯の庭に相距かしむ。穴穂部皇子、天下を取らむとす。発憤りて称して曰はく、「何の故にか死ぎし王の庭に事へまつりて、生にます王の所に事へまつらざらむ」と。

【史料5】『日本書紀』用明元年（五八六）五月条（抄出）

穴穂部皇子、炊屋姫皇后を奸さむとして、自ら強ひて殯宮に入る。寵臣三輪君逆、乃ち兵衛を喚して、宮門を重璅めて、拒ぎて入れず。……是に、穴穂部皇子、大臣と大連とに謂りて曰はく、「逆、頻りに礼なし。殯庭にして誄りて曰さく、『朝庭荒らさずして、浄めつかへまつること鏡の面の如くにして、臣、治め平け奉仕らむ』と。即ち是れ礼なし。方に今、天皇の子弟、多に在す。両の大臣侍り。詎か情の恣に、専奉仕らむと言ふこと得む。また余、殯内

を観むとおもへども、拒ぎて聴し入れず。……願はくは斬らむと欲ふ」と。両の大臣の曰さく、「命の随に」と。是に、穴穂部皇子、陰かに天下に王たらむ事を謀りて、口に詐りて逆君を殺さむということを在てり。遂に物部守屋大連と、兵を率て磐余の池辺を囲繞む。……穴穂部皇子、即ち守屋大連を遣りて〔或本に云はく、穴穂部皇子と泊瀬部皇子と、相計りて守屋大連を遣ると。〕曰はく、「汝往きて、逆君幷せてその二の子を討すべし」と。……大連、良久しくして至れり。衆を率て報命して曰はく、「逆等を斬し訖はりぬ」と。

これらの史料から、敏達殯宮は訳語田幸玉宮の近傍の広瀬と称する河原[13]に設けられ、「皇后」炊屋姫が幽魂を奉斎していたこと、大臣蘇我馬子と大連物部守屋、それと敏達の寵臣であった三輪逆が誄を奉上したこと、誄の内容をめぐって馬子と守屋の間に対立が生じたこと、自身の王位継承権の承認・強化をねらった[14]穴穂部皇子が炊屋姫を奸そうと殯宮への侵入をはかったが、逆に妨害されたため守屋に殺害させたことなどがわかる。敏達没後に生じたかかる政治的混乱は、最終的に蘇我氏と物部氏との雌雄を決する争乱（丁未の役）にまで発展するが、それらは殯宮内部のできごとに由来するというより、もっぱら殯庭などの外部で起きた事件に起因していることに留意したい。

さて史料4から、和田は誄には所作がともなっていたと想定しているが、はたして正しい解釈といえるだろうか。まず馬子は刀を腰に帯びながら誄したとあるが、その姿を守屋は「獣狩りに使う矢で射られた雀のようだ」と、小柄な身に大刀を帯びている不格好さをあざ笑った[15]のであって、馬子が刀で舞踏したなどとは書いていない。また守屋についても、緊張で手足が震えていたのを、馬子が「鈴でも懸けたらどうだ」と誹謗したのであり、こちらも意図して身体を動かしていたわけではない。確かに、のちにおこなわれた天武殯宮では、殯庭儀礼で舞踏や音楽が催されたことが確認できる[16]が、それと誄とは別の行為であり、誄と同日に付随しておこなわれたものでもない。のちに掲げる実例をみても、誄に所作がともなっていたことを示すものは皆無であることから、私見では誄に所作はともなわず、誄詞を厳粛に亡き魂に捧げた行為であったととらえたい[17]。

次に和田は、史料4にみえる穴穂部皇子の「どうして死せる敏達の葬儀に仕えて、生ける私の元に仕えないのだ」との発言を誄とみなし、史料5にみえる三輪逆の「朝庭を荒らさぬように、鏡の面のように浄め仕えて、私が統べ従いお仕えします」という誄に憤慨したもので、誄が実質的には新しい継承者への服属の誓約であるべきなのに、逆が亡き敏達や炊屋姫に殉ずる

ような誄をしたことへのいきどおりだったとしている。この点は稲田もほぼ同意見らしいが、穴穂部ははたして逆に対してのみ憤慨し、それを誄として発言したのだろうか。史料4での穴穂部の発言が逆の誄のみに反応したものと考えるのは、のちに穴穂部が逆への殺害命令を出したことに引きずられすぎた解釈であろう。史料4での穴穂部の発言は、彼の殯宮侵入未遂事件が起きる前のできごとで、あまりにも儀礼全体が敏達への賛美に偏りすぎていたため、天下をねらっていた彼が思わず口走ってしまったものであって、誄ではなかったとみなすべきである。そもそも敏達が亡くなった時点で、穴穂部は「新しい皇位継承者」ではなかったのだから、たとえ逆がそれへの服属を誓約しなかったとしても、穴穂部が憤慨しなければならないいわれはない。

穴穂部皇子による殯宮侵入未遂事件後、身の危険を感じた炊屋姫は、おそらく三輪逆とともに同母兄である用明天皇の磐余池辺宮に待避したことがあったのだろう。[18] 史料5に、穴穂部と物部守屋が「磐余の池辺を包囲した」とみえるのは、そのことを示唆していると思われる。ただその後、史料5に続けて、逆を殺害された炊屋姫が穴穂部を恨んだと記されて以降、彼女の言動は『日本書紀』から姿を消してしまう。それが復活するのは前節で掲げた史料1・2で、用明の治世が続いていた約一年間は政治活動をみせなかったが、用明が亡くなって継承争いが再燃しようとしたとき、一方の旗頭であった穴穂部（と盟友の宅部皇子）の殺害を正当化する存在として、蘇我馬子らに奉戴されたのである。彼女には、夫帝の寵臣を故なくして殺されたという大義名分があったので、命じられる方も納得して従いやすかったのだろう。敏達の殯宮儀礼はまだ続いていたが、それが秘儀ではない以上、儀礼に奉仕していた炊屋姫が特別視・神聖視されて奉戴されたわけではないことを確認しておきたい。彼女は王権内における反穴穂部派の重鎮として政治の舞台に再登場したのであり、殯の主宰者[19]だったからではないのである。

【史料6】『日本書紀』崇峻即位前紀（用明二年〈五八七〉七月条、抄出）

蘇我馬子宿祢大臣、諸皇子と群臣とに勧めて、物部守屋大連を滅ぼさむことを謀る。泊瀬部皇子・竹田皇子・厩戸皇子・難波皇子・春日皇子・蘇我馬子宿祢大臣・紀男麻呂宿祢・巨勢臣比良夫・膳臣賀拕夫・葛城臣烏那羅、倶に軍旅を率て、進みて大連を討つ。大伴連噛・阿倍臣人・平群臣神手・坂本臣糠手・春日臣、名字を闕せり。倶に軍兵を率て、志紀郡より渋河の家に到る。

穴穂部皇子を暗殺したのち、炊屋姫は群臣とともに穴穂部の同母弟で自派に寝返っていた泊瀬部皇子を新帝として推戴する（史料2）。彼女の名が泊瀬部の推戴に登場するのは、穴穂部殺害を命じた当事者として、次期天皇を推す責任があったのと、周囲もそれを期待していたためであったのだろう。しかし、だからといって彼女が推薦すれば誰でも即位できたかというと、必ずしもそうではなかった。この時期の天皇には、即位後に政治をおこなうだけの人格・資質と、それを保証する政治経験が求められていた[20]。史料6にあるように、当時の有力皇子たちがあえて危険な戦闘の前線に参加していたのは、みずからの政治能力（戦争指導能力）を群臣に示すためであった。そうでもしなければ、たとえ血統的に先帝につながる人物であったとしても、有力な継承資格者にはなれなかったのである。であるからこそ、たとえ形式的であるにせよ、このときまだ一四・五歳の少年でしかなかった竹田皇子や厩戸皇子[21]でさえ参戦したのだし、彼らよりも世代が上で政治経験も少しは豊富だった泊瀬部皇子も物部討伐に名を連ねたのである。よって泊瀬部（崇峻天皇）の即位は、炊屋姫と群臣の推戴があったとはいえ、第一義的には自身の政治能力を王族や群臣に示したことで成就したといえるのである。

なお『日本書紀』崇峻四年（五九一）四月甲子（十三日）条には、訳語田天皇（敏達）を磯長陵（大阪府太子町太子西山古墳ヵ）に葬ったとの記事がみえる。敏達の殯についての直接的な記載はないが、遺体を山陵に埋葬したのだから、敏達の殯はこのときを以て終了したのだろう。五年八ヵ月にわたる、実に長い殯であった。

三．舒明殯宮における奉誄儀礼

敏達天皇に続く、用明・崇峻両天皇の殯に関する記載は『日本書紀』にみられない。次の推古女帝（炊屋姫）の殯は、在位三十六年（六二八）三月癸丑（七日）に亡くなった記事に続けて「即ち南庭に殯す」とあり、同年九月戊子（二十日）条に「始めて天皇の喪礼を起こす。是の時に、群臣、各殯宮に誄す」と記したのち、同月壬辰（二十四日）に竹田皇子の山陵に葬ったとある。推古の陵墓については、『古事記』推古天皇段に「御陵は大野の岡の上に在りしを、後に科長の大陵に遷す」とあることから、『日本書紀』の「竹田皇子之陵」は『古事記』の「大野岡上」（橿原市植山古墳ヵ）を指していると考えられ、そこへの埋葬をもって殯は終了したのだろう。『日本書紀』舒明即

位前紀にも、推古の葬礼は九月に終了したとみえる。

【史料7】『日本書紀』推古二十年（六一二）二月庚午（二十日）条

皇太夫人堅塩媛を檜隈大陵に改め葬る。是の日、軽の術に誄る。第一に、阿倍内臣鳥、天皇の命を誄る。則ち霊に奠く。明器・明衣の類、万五千種なり。第二に、諸皇子等、次第を以て各誄す。第三に、中臣宮地連烏摩侶、大臣の辞を誄る。第四に、大臣、八腹臣らを引き率て、便ち境部臣摩理勢を以て氏姓の本を誄さしむ。時の人云はく、「摩理勢・烏摩侶二の人、能く誄す。唯鳥臣のみ誄すこと能はず」と。

推古女帝が亡くなる前、欽明天皇の妃のひとりで、用明天皇や推古らの母であった蘇我堅塩媛が「檜隈大陵」（橿原市五条野丸山古墳ヵ）に改葬された際に、軽の衢で奉誄儀礼がおこなわれたことが史料7にみえる。和田も注目しているように、ここでの特徴は誄を奉るべき人物が直接おこなうのではなく、別の人物が代わって誄している例がみられることである。すなわち推古の代理として阿倍内臣鳥が、大臣蘇我馬子の代理として中臣宮地連烏摩侶が、さらに氏姓の本を馬子に代わって境部摩理勢がそれぞれ誄している。これは敏達殯宮での誄が原因で、蘇我氏と物部氏の間が険悪になったように、奉誄行為が政治的にきわめてセンシティヴであったため、奉誄者が直接おこなうのを避けたことが想定できよう。この点は先述したように、誄が故人の霊魂を慰撫するという過去への追憶であるとともに、新たな権力者への服属という将来に向けての意思表明でもあったことから、誄の内容如何によっては紛争の火種になる可能性が内在していたことに起因する。

それでも誄を奉る儀礼は、史料7に「摩理勢と烏摩侶の二人はよく誄したが、鳥臣のみはうまくできなかった」と評されているように、代理人の誄であってもその出来不出来が時人の話題にのぼるだけの、衆目を集める政治的イヴェントだったことはまちがいない。だからこそ蘇我馬子はみなが注視している場で、蘇我氏と堅塩媛との関係、ひいては蘇我氏と王権との関係を明示する「氏姓の本」を摩理勢に語らせることにより、政治基盤の一層の強化を目論んだのだろう。その葬儀が陵墓上などの閉ざされた空間ではなく、往来のさかんな軽の衢でおこなわれたことは、奉誄儀礼が比較的オープンなセレモニーだったことを示唆しており、それを政治的に利用しようとする者にとっては、絶好の宣伝の場であったと思われる。一方で、それを視聴する側にとっても、次代の政治動向をみきわめる重要な情報収集の場であったのだろう。私見が、殯宮という閉鎖空間でおこなわれた狭義の殯宮儀礼より、より自由に視聴できる殯庭で

の奉誄儀礼を政治的に重視しているのは、まさにこのような理由があるからである。たとえ古代人であっても、その正当性を自分で得心しないかぎり、新たな支配者に心から従うことはないと思われる。

【史料8】『日本書紀』舒明十三年（六四一）十月丙午（十八日）条

宮の北に殯す。是を百済の大殯と謂ふ。是の時、東宮開別皇子（中大兄）、年十六にして誄す。

【史料9】『日本書紀』皇極元年（六四二）十二月甲午（十三日）条

初めて息長足日広額天皇（舒明）の喪を発す。是の日、小徳巨勢臣徳太、大派皇子に代はりて誄す。次に小徳粟田臣細目、軽皇子（孝徳）に代はりて誄す。次に小徳大伴連馬飼、大臣に代はりて誄す。

【史料10】『日本書紀』皇極元年（六四二）十二月乙未（十四日）条

息長山田公、日嗣を誄び奉る。

右の史料8～10は、舒明天皇の殯の様子を記したものである。史料9によれば、ここでもやはり代理人が誄していたことがわかる。巨勢徳太が代行した大派皇子は、敏達天皇と夫人春日臣老女人との間に生まれた第三皇子で、[22] 舒明八年（六三六）七月には大臣蘇我蝦夷に対して官人の朝参時間が守られていないので、鐘で知らせるべきと進言したが、大臣は従わなかったとあり、[23] 大臣に直言できるほどの地位にいた人物であった。また粟田細目が代行した軽皇子も、自身は欽明の四世孫であるが、同母姉宝皇女が三世孫の舒明に嫁いだ結果、軽の世代も引き上げられて注目度が増した人物であった。つまり大派は舒明の叔父、軽は義弟という立場の近親者であり、その発言如何によっては王権継承が揺らぐ可能性を有する微妙な立場にある王族だったといえ、軽率な発言を避けるべく代理を立てたとも考えられる。

この誄の代行という慣習は、八世紀になると「誄人」という無名の専職者を誕生させるが、[24] この時期にあってもみずから誄した人物もいまだに存在していた。すなわち、前掲の推古殯宮では群臣がおのおの誄したと記されており、堅塩媛の殯宮でも諸皇子たちがそれぞれ自分で誄している（史料7）。また史料8では、舒明と「皇后」宝皇女との間に生まれた十六歳の「東宮」開別皇子（中大兄皇子）がみずから誄したと記されている。はたしてこれらの例は、どのようにとらえたらよいのだろうか。私見では、王権継承争いにほとんど関係のない儀礼（たとえば史料7）では基本的に何の気兼ねもなく近親者などが自分で奉誄できただろうし、逆に自分の存在を周囲に認知させ、継承資格をアピールしたい場合（たとえば史料8）などでは積極的にみずから誄したこともあったと考える。史料8における中大兄

は、舒明と宝との間に生まれた長子ではあったが、父と同世代には山背大兄王や軽皇子などの有力王族が存在し、また舒明の子ども世代にあっても年長者として古人大兄皇子が生存しており、当時の継承順位はきわめて低いものであった。かかる状況をいくらかでも打開するためには、衆目が集まる殯庭儀礼の場で誄を奉上し、自己アピールする必要があったのではないか。史料8の記載が史実であれば、以上のように考えたいと思う。[25]

さて舒明は皇極元年十二月二十一日に滑谷岡（なめはざまのおか）（奈良県明日香村小山田古墳ヵ）に葬られ、この時点で殯宮儀礼は終了したと思われるが、その直前に息長山田公によって「日嗣」が誄されている（史料10）。同様のケースは、天武が大内山陵に葬られるのと同日に、当麻智徳が「皇祖等（すめみおやたち）の騰極（ひつぎ）の次第（ついで）」を誄した記事（後掲史料15）があり、史料7で境部摩理勢が奉った「氏姓の本」も同様の性格を有する。これらは和田が述べるように、儀礼の最後に歴代の日嗣（系譜・治績）や氏族の系譜を読み、それに新しく葬られる人の名を加え、さらに和風諡号を奉ることで、死者の魂を慰撫しようとしたものであった。[26] かかる舒明殯宮を主宰したのは、おそらく「皇后」宝皇女だったと思われるが、彼女はこの時点ですでに即位しており、儀礼の主宰から離れたか、少なくとも専従していなかったことがわかる。このことは、殯に奉仕する近親者はすべての期間、殯宮に籠もっていなかったとする稲田説に有利な事例であり、さらに夫たる先帝の殯宮儀礼を終えていることが女帝即位の当然の条件だったとする和田の推測への強い反証でもある。

四．天武殯宮における奉誄儀礼

乙巳の変で皇極女帝が廃位されたのち、同母弟の軽皇子が孝徳天皇として即位した。その晩年は、中大兄皇子らと対立して不遇だったようだが、白雉五年（六五四）十月十日に難波宮の正寝で亡くなると殯が南庭に起てられ、百舌鳥土師土徳（もずのはじのつちとこ）が殯宮をつかさどった。[27] その後、早くも十二月八日には大坂磯長陵（太子町山田上ノ山古墳ヵ）に葬られたとあるから、殯の期間は二ヵ月であった。次の斉明女帝は百済救援の役の最中、斉明七年（六六一）七月二十四日に九州の朝倉宮で亡くなった。遺体は海路で難波に運ばれ、十一月七日に飛鳥の川原で殯がおこなわれた。斉明が埋葬されたのは天智六年（六六七）二月のことで、同四年に没した女の間人皇女（はしひと）と小市岡上陵（おちのおかのうえ）（明日香村牽牛子塚古墳ヵ）に合葬されたという。[28] 殯の期間は五年三ヵ月を数える。さらに天智天皇は十年（六七二）十二月三日に近江宮で亡

くなり、十一日に新宮で殯がおこなわれたとある。ただし、遺体の埋葬がおこなわれた時期や場所などの記事はみられない。

【史料11】『日本書紀』朱鳥元年（六八六）九月甲子（二十七日）条

平旦、諸の僧尼、殯庭に発哭りて乃ち退でぬ。是の日、肇めて奠進りて、即ち誄る。第一に大海宿祢蒭蒲、壬生の事を誄る。次に浄大肆伊勢王、諸王の事を誄る。次に直大参県犬養宿祢大伴、總べて宮内の事を誄る。次に浄広肆河内王、左右大舎人の事を誄る。次に直大参当摩真人国見、左右兵衛の事を誄る。次に直広肆紀朝臣真人、膳職の事を誄る。次に直広肆穂積朝臣虫麻呂、諸国司の事を誄る。次に大隅・阿多の隼人、及び倭・河内の馬飼部造、各誄る。

【史料12】『日本書紀』朱鳥元年九月乙丑（二十八日）条

諸の僧尼、亦殯庭に哭る。是の日、直大参布勢朝臣御主人、太政官の事を誄る。次に直広参石上朝臣麻呂、法官の事を誄る。次に直大肆大三輪朝臣高市麻呂、理官の事を誄る。次に直広参大伴宿祢安麻呂、大蔵の事を誄る。次に直大肆藤原朝臣大嶋、兵政官の事を誄る。

【史料13】『日本書紀』朱鳥元年九月丙寅（二十九日）条

僧尼、亦発哀る。是の日、直広肆阿倍久努朝臣麻呂、刑官の事を誄る。次に直広肆紀朝臣弓張、民官の事を誄る。次に直広肆穂積朝臣虫麻呂、諸国司の事を誄る。次に大隅・阿多の隼人、及び倭・河内の馬飼部造、各誄る。

天武天皇は朱鳥元年九月九日に浄御原宮の正宮で亡くなり、十一日に南庭に殯宮が起てられた。右の史料11～13は、その後に殯庭でおこなわれた奉誄儀礼の一部を記したものである。これらは天武期における官制復元の際にも用いられ、史料11の「諸王」は大宝令制の宮内省正親司、「宮内」は宮内省あるいは後宮関係、「左右大舎人」は中務省左右大舎人寮、「左右兵衛」は左右兵衛府、「内命婦」は中務省縫殿寮か宮内省采女司あるいは後宮関係、「膳職」は宮内省大膳職や内膳司に相当し、史料12の「太政官」は太政官、「法官」は式部省、「理官」は治部省、「大蔵」は大蔵省、「兵政官」は兵部省、史料13の「刑官」は刑部省、「民官」は民部省にそれぞれ相当すると考えられている[29]。二十七日には主として内廷官司が、二十八・二十九日は外廷官司が誄したことになる。また最初に誄した大海蒭蒲の「壬生」は、史料10で息長山田公が息長足日広額天皇（舒明）の「日嗣」を誄したように、天武（大海人皇子）の養育を担った大海氏がその波乱に満ちた生涯を語ったのであろう。

ところでこれまでの誄は、天皇の葬儀の場合、大臣や群臣などの執政者と血縁者（皇子・皇親）などによって担われており、それ以外の場合には出身氏族の有力者などが加わっていた。そ

れが天武殯宮に至って、かかる氏族別の構成から、官司単位の奉誄に変化したことがみてとれる。その背景としては、和田が述べているように、天武期における官司制の発展にともなって奉誄者が多様化したことがあったのだろう。史料11～13にみえる奉誄者たちは、各官司を代表して天武とのかかわりなどを奉上したと思われる。では彼らは、史料7や9にみられるように、誰か別の人物の代理として誄したのだろうか。少なくとも『日本書紀』によるかぎり、それを示唆する記述はみあたらず、素直に各職務の責任者たちが天武に向かってそれぞれの思いを述べたととらえてよいだろう。[30] 前述の推定では、誄を代行させた人物は、みずから誄することで政局が動き出すことを懸念したと考えたが、かかる想定に整合性があるとすれば、天武と各官司とのかかわりを述べる官人に、そのような危惧を覚える必要はほとんどないといってよい。この点からしても、彼らは各官司の長官クラスであったと考えたい。

【史料14】『日本書紀』持統元年（六八七）正月丙寅朔条

皇太子（草壁）、公卿・百寮人等を率て、殯宮に適でて、慟哭る。納言布勢朝臣御主人誄たてまつる。礼なり。誄畢へて、衆庶発哀る。次に梵衆発哀る。是に、奉膳紀朝臣真人ら、奠奉る。奠畢へて、膳部・采女等発哀る。楽官、楽奏る。

【史料15】『日本書紀』持統二年（六八八）十一月乙丑（十一日）条

布勢朝臣御主人・大伴宿祢御行、遞ひに進みて誄る。直広肆当麻真人智徳、皇祖等の騰極の次第を誄奉る。礼なり。古には日嗣と云す。畢はりて大内陵に葬りまつる。

『日本書紀』では天武が亡くなると、すぐに「皇后」鸕野讃良皇女が「臨朝称制」したことになっている。[31] ただし、翌月の二日には大津皇子の謀反が発覚し、皇子自身は訳語田の舎で自死を賜ったが、事件に連座したものたちについては砺杵道作と新羅沙門行心を除いて赦免するとの詔を発した[32]以外、鸕野讃良が表舞台に姿をみせることはほとんどなかった。それと対照的に、年が明けた持統元年正月以降、「皇太子」草壁皇子が殯庭儀礼に積極的な関与をみせはじめる。右の史料14はその一例だが、それ以外でも草壁が公卿・百寮人らを率いて殯宮に詣でて慟哭したり大内陵を築いたりした記事が、同年正月庚午（五日）条、五月乙酉（二十二日）条、十月壬子（二十二日）条、二年正月庚申朔条、十一月戊午（四日）条にみえる。草壁が殯庭で誄した記事はないものの、公卿たちを率いて慟哭する行動は、史料8で年少の中大兄皇子が誄を奉ることにより、継承資格者としての自分を精一杯アピールしたのと同じ効果をねらったも

のであろう。

前述のように、群臣が慟哭した対象は天武の遺骸であり、それを奉斎している鷓野讃良皇女にも、結果的に拝礼している形になる。しかしだからといって、それと彼女の即位に因果関係を認めることはできない。くり返しになるが、狭義の殯宮儀礼が秘儀ではないとすると、それに仕えている近親女性たちを特別視・神聖視する必要はなくなる。となると、形式的に群臣の拝礼を受けていた鷓野讃良も、殯の終了とともにその関係から解放されることになるので、単なる前王妃のひとりにすぎなくなったと解釈すべきである。それに対して、何度も公卿たちを率いて慟哭していた草壁皇子の姿は、周囲にどのように映っていたのだろうか。今後、自分たちを率いて政治を担っていく若きリーダーととらえられていたのではなかろうか。むしろそのようにみなされることを期待して演出したのが、殯庭における諸儀礼だったとも考えられるだろう。

持統元年以降の殯庭で誄を奉ったのは、史料14にみえる納言布勢御主人、三月甲申（二十日）条の丹比麻呂、二年三月己卯（二十一日）条の藤原大嶋、八月丙申（十日）条の大伴安麻呂、十一月戊午（四日）条の諸臣（己が先祖等の仕えまつれる状を誄した）、同月己未（五日）条の蝦夷百九十余人（調賦を負荷して誄した）、史料15の布勢御主人・大伴御行および当麻智徳である。彼らのうち、丹比麻呂はもと多治比古王と呼ばれた王族で、天武六年（六七七）十月に内大錦下摂津職大夫とみえるが、このあとしばらくして亡くなったと思われ、持統四年（六九〇）七月には子の嶋が太政大臣高市皇子に次ぐ右大臣正広参となるなど、いわゆる皇親氏族を代表する人物であった。また布勢（阿倍）御主人と大伴御行は、天武期唯一の議政官である納言の地位にあった人物[33]で、その後も持統五年正月には直大壱として封戸八十戸を増やされ三百戸となったこと、同八年正月にも正広肆を授けられ、封戸を二百戸増やされて五百戸となり氏上となったこと、同十年十月には大納言として資人八十人を賜ったことなど、常に連名で記載されており、持統女帝の即位以後は高市皇子・丹比嶋に次ぐ高位高官であった[34]。

それでは、これら持統元年以降に天武殯宮で誄した官人たちは、誰かの代理として行動したのだろうか。従来の研究のなかには、布勢御主人を筆頭納言ではないとみる論考も存在する。しかし、彼は史料12で「太政官の事」を代表して誄した人物であり、また『日本書紀』天武九年（六八〇）七月戊戌（二十五日）条に「納言兼宮内卿五位」とみえる舎人王とともに、納言と明記されている数少ない人物でもあることからすると、無理

に次席納言とみる必要はないだろう。そもそも彼らの行為が、誰かの代理でおこなわれたと明記されていない以上、史料11～13の例と同じく自身の思いをみずからの言葉で奉上したものと考えるべきである。またこの時期の王権継承は、大津事件という非情で冷酷な政変が起きたのちは、鸕野讃良皇女所生の草壁皇子がほぼ唯一の後継候補者となっており、彼自身もその地歩を固めるべく行動していた。よって奉誄者の不用意な発言で、政局が混乱する可能性はきわめて低かったと思われ、そのうえ敏達殯宮のように群臣間の対立もみられないことからすると、ことさらに誄の代理を立てる必要はなかったと想定されよう。

ともあれ天武の殯は、史料15によってようやく終了する。二年二ヵ月にわたる、確認できる例としては敏達天皇・斉明女帝に次ぐ、長い期間の殯であった。殯の終了とともに、草壁皇子がすぐに即位しなかったのは、彼がまだ当時の慣習からいって即位年齢に達していなかったことが大きかったのだろう。この時期の即位年齢は、三〇代後半から四〇代前半ぐらいであった[35]が、天武没時に弱冠二五歳でしかなかった草壁は、もうしばらく政治経験を積む必要があったのである。天武の殯庭におけるパフォーマンスも、彼にとってはまさに政治修行の一環であった。しかし生来病弱であった草壁は、持統三年（六八九）四月に急死してしまう。鸕野讃良皇女が正式に即位するのは、その翌年正月のことであった。和田のように女帝即位の条件として先帝の殯を終えていることをあげる見解や、仁藤のように殯を主宰することが女帝即位の前提ととらえる見解[36]、さらに義江明子のように持統女帝は実力で即位するべくして即位したとみなす見解[37]では、天武の殯宮儀礼が終了した時点から持統が正式に即位するまで、一年以上の期間が必要であったことの説明がどうしてもつかない。やはり譲位制が確立していなかったこの時期、鸕野は称制という不安定な体制を選択してまで、実子草壁の成長を待っていたと素直にとらえるべきと考える[38]。

むすびにかえて

最後に、本稿で述べてきたことを、簡単にまとめておく。

i. 日本古代の殯宮儀礼は、殯宮内部でおこなわれ、故人の近親者が奉仕する私的な狭義の殯宮儀礼と、殯庭でおこなわれ、為政者たちが参加する公的な殯庭儀礼の二重構造になっており、とくに狭義の殯宮儀礼を秘儀とみなすことはできず、故人の霊魂を奉斎する近親者を特別視・神聖視することも避けるべきである。

ii. 殯庭で奉上される誄は、故人の幽魂を慰撫するとともに、新たな継承（予定）者に忠誠を誓う表明でもあった。敏達殯宮で奉誄した蘇我馬子と物部守屋は互いに相手の行為を嘲笑し合い、最終的にその対立は丁未の役（蘇我・物部戦争）にまで発展する。殯宮で敏達の霊を奉斎していた炊屋姫は、用明天皇の治世下では政治活動をしておらず、その死後に政敵（穴穂部皇子）の殺害や泊瀬部皇子の擁立に関与する。ただし、炊屋姫の奉戴は寵臣を殺された被害者たる立場に由来し、またその新帝指名の前提には形だけの参戦とはいえ、候補者自身による政治資質の提示が不可欠であった。

iii. 蘇我堅塩媛の殯宮では、別の人物が奉誄者の誄を代行する行為がみられるようになるが、これは誄の内容によって政変が生じる危険性を避けるためであった。次の舒明殯宮でも誄の代行はみられたが、一方で中大兄皇子のようにみずから誄する例もあり、継承資格をアピールするねらいがあった。

iv. 天武殯宮では、従来の氏族別の構成から官司単位の誄に変化しており、各官司の奉誄者も長官クラスがおこなった。殯を主宰した鸕野讃良皇女はほとんど姿をみせず、代わって草壁皇子が公卿らを引率して慟哭するパフォーマンスをくり返した。狭義の殯宮儀礼が秘儀でない以上、その終了とともに鸕野は前王妃のひとりに戻ったのに対し、奉誄こそしなかったものの、草壁は次代の若きリーダーとみなされていた。

殯宮儀礼の主宰を女帝即位の前提と考える仁藤は、そのプロセスとして(a)次期大王の指名、(b)大王代行（臨朝称制）、(c)女帝即位の三段階を想定している[39]。しかし前述してきたように、推古は(a)のみを経、持統は(b)のみを経て即位したのに対し、皇極（斉明）は(a)(b)いずれのプロセスも経ずに即位している。つまり仁藤は推古と持統の事例をあわせて歴史的プロセスととらえ、皇極（斉明）の事例は捨象して仮説を提示したことになるが、かかる仮説は机上で組み立てられた推論にすぎず、史実といえないのは明らかである。彼女たちはそのときどきの政治情勢をふまえて即位したのであり、即位資格としては男帝と同様に政治的資質の有無が問題とされたのであって、そこに殯の奉仕という経歴が入り込む余地はない。王権継承とのかかわりでいえば、むしろ殯庭儀礼、とくに奉誄儀礼が注視されたのであり、堅塩媛の儀礼が軽の衢というオープンな場でおこなわれた理由も、そこに帰結するのである。

註

（1）和田萃「殯の基礎的考察」（『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』上所収、塙書房、一九九五年、初出は一九六九年）、同「殯宮儀礼の再分析—服属と儀礼—」（『同右書』所収、初出は一九八〇年）、同「飛鳥・奈良時代の喪葬儀礼」（『同右書』所収、初出は一九八二年）。以下、とくに断らないかぎり、和田の見解は「殯の基礎的考察」による。

（2）稲田奈津子「殯儀礼の再検討」（『日本古代の喪葬儀礼と律令制』所収、吉川弘文館、二〇一五年）。以下、稲田の見解はこの論文による。

（3）仁藤敦史「古代女帝の成立—大后と皇祖母—」（『古代王権と支配構造』所収、二〇一二年、初出は二〇〇三年）。

（4）和田萃「殯宮儀礼の再分析—服属と儀礼—」（前掲註1論文）。

（5）拙稿「殯と王権継承」（白石太一郎先生傘寿紀年論文集『古墳と国家形成期の諸問題』所収、山川出版社、二〇一九年）。

（6）拙稿「殯と王権継承」（前掲註5論文）。

（7）和田萃「殯宮儀礼の再分析—服属と儀礼—」（前掲註1論文）。

（8）吉田孝『大系日本の歴史③　古代国家の歩み』（小学館、一九九二年）、西郷信綱「天皇天武の葬礼—一つの政治的劇場」（『西郷信綱著作集』第二巻、平凡社、二〇一二年、初出は一九九八年）。これらより以前、井上光貞「古代の王権と即位儀礼」（『井上光貞著作集』第五巻所収、岩波書店、一九八六年、初出は一九八四年）でも、狭義の殯宮儀礼を「殯宮内のいわば秘儀」としている。

（9）岸雅裕「用明・崇峻期の政治過程」（『日本史研究』一四八、一九七四年）、河田千代乃「皇后と殯宮儀礼」（『神女大国文』一八、二〇〇七年）など。

（10）仁藤敦史「古代女帝の成立—大后と皇祖母—」（前掲註3論文）、同「古代女帝論の現状と課題」（前掲註3書所収、初出は二〇〇三年）、同「古代王権論の成果と課題」（『歴史評論』八一四、二〇一八年）。かかる仁藤説に対する反論は、拙稿「殯と王権継承」（前掲註5論文）でも略述しているので、一読されたい。

（11）和田萃「殯宮儀礼の再分析—服属と儀礼—」（前掲註1論文）。

（12）和田萃「殯の基礎的考察」（前掲註1論文）、同「飛鳥・奈良時代の喪葬儀礼」（前掲註1論文）。

（13）和田萃「殯宮儀礼の再分析—服属と儀礼—」（前掲註1論文）。

（14）拙稿「用明・崇峻期の政変と蘇我氏—飛鳥寺建立前後の倭王権—」（『古代東アジアの仏教と王権』所収、勉誠出版、二〇一〇年）、拙著『蘇我大臣家』（山川出版社、二〇一六年）。

（15）『日本古典文学大系　日本書紀』下、一五三頁、頭注一一（岩波書店、一九六五年）。

（16）和田萃「殯宮儀礼の再分析—服属と儀礼—」（前掲註1論文）。

（17）『日本書紀』大化二年（六四六）三月甲申（二十二日）条には、いわゆる大化の薄葬令を載せ、そのなかに「亡人のために、髪を断り股を刺して誄す」とみえる。このことから奉誄儀礼には、身体を傷つける所作がともなっていたとも解釈できる。しかし、これらの自傷行為は親しい人物が亡くなったことを傷んでおこなわれる行為であり、必ずしも誄自体に付随したものではなかったと考えるべきだろう。

（18）拙著『蘇我大臣家』（前掲註14書）。

（19）仁藤敦史「古代王権論の成果と課題」（前掲註10論文）。

（20）拙稿「六世紀の王権—専制王権の確立と合議制—」（『古代王権の史実と虚構』所収、竹林舎、二〇一九年）。

（21）丁未の役時における厩戸皇子の年齢は、『上宮聖徳法王帝説』に「丁未年の六七月に、蘇我馬子宿禰大臣、物部守屋大連を伐つ。……聖王生まれて十四年なり」とあり、『日本書紀』崇峻即位前紀に「是の時に、厩戸皇子、束髪於額して、〔古の俗、年少児の年、十五六の間は、束髪於額す。十七八の間は、分けて角子にす。今亦然り。〕軍の後に随へり」とあるので、十四・五歳であったことになる。また竹田皇子は『日

本書紀』の記載順から、厩戸より若干年長か同年であったと考えられる。拙稿「用明・崇峻期の政変と蘇我氏―飛鳥寺建立前後の倭王権―」（前掲註14論文）参照。

(22)『日本書紀』敏達四年（五七五）正月是月条。

(23)『日本書紀』舒明四年（六三六）七月己丑朔条。

(24) 和田萃「殯の基礎的考察」（前掲註1論文）、井上光貞「古代の王権と即位儀礼」（前掲註8論文）。実例としては、『続日本紀』慶雲四年（七〇七）十一月丙午（十二日）条の文武天皇儀、『同』天平勝宝六年（七五四）八月丁卯（四日）条の太皇太后藤原宮子儀、『同』天応元年（七八一）十二月癸丑（二十九日）条所引、天応二年（七八二）正月己未（六日）条の光仁天皇儀、『同』延暦八年（七八九）十二月丙申（二十九日）条所引、延暦九年（七九〇）正月辛亥（十四日）条の皇太后高野新笠儀、『同』延暦九年（七九〇）閏三月甲午（二十八日）条の皇后藤原乙牟漏儀などにみえる。なお和田は「誄人」の例として、『日本後紀』延暦二十五年（八〇六）四月甲午朔条の桓武天皇儀もあげるが、この記事であげられているのは左方として中納言従三位藤原内麻呂・参議従三位坂上田村麻呂・侍従従四位下中臣王・侍従従四位下大庭王・参議従四位下藤原緒嗣、右方として権中納言従三位藤原乙叡・参議従三位紀勝長・散位従四位上五百枝王・参議正四位下藤原縄主・従四位下秋篠安人ら議政官を含む貴族たちであり、それ以前の例と同列に扱うことはできない。

(25) 推古殯宮における群臣の奉誄については、『日本書紀』の記載どおりに儀礼が進んだのであれば、彼らは代理人を立てずにみずから誄したことになる。群臣が何の警戒もせず、意中の後継者の名を軽々しく口にすることは、この時期においても大変危険な行為であったと思われる。ただ『日本書紀』舒明即位前紀にみえる蘇我蝦夷の私邸での非公式な合議の様子をみると、推古の遺詔の範囲内ではあるが、群臣たちは比較的自由に後継者について発言しており、蝦夷もまたそれを求めていたようである。よって、かかる為政者の政治スタイルが、この時期の奉誄儀礼に反映していた可能性も捨てきれない。

(26) この点について井上光貞「古代の王権と即位儀礼」（前掲註8論文）は、喪葬儀礼は皇位継承儀礼の前半に相当し、後半の即位儀礼と一体のもので、先帝を葬る直前に「日嗣」が読まれ、埋葬ののちすぐ即位儀がおこなわれるので、「日嗣」は皇位継承儀礼の最高潮の時点で読まれるものだったとしている。

(27)『日本書紀』白雉五年（六五四）十月壬子（十日）条。

(28)『日本書紀』天智六年（六六七）二月戊午（二十七日）条。

(29) 青木和夫「浄御原令と古代官僚制」（『日本律令国家論攷』所収、岩波書店、一九九二年、初出は一九五四年）。

(30)『日本書紀』朱鳥元年（六八六）九月丁卯（三十日）条には、百済王良虞が父善光の代理として誄したとの記載があるが、このように誰かが誰かの代理として誄する場合、『日本書紀』はそのことを明記している。

(31)『日本書紀』持統称制前紀（朱鳥元年九月丙午〈九日〉条）。

(32)『日本書紀』持統称制前紀（朱鳥元年十月丙申〈二十九日〉条）。

(33) 布勢御主人を納言とするのは史料14で、大伴御行については記載がない。ただ本文で述べるように、この二人は常に連記される同格の人物であることから、御行も納言であった可能性は高いと考える。なお、黒田達也「天武朝の官制」（『朝鮮・中国と日本古代大臣制―「大臣・大連制」についての再検討―』所収、京都大学学術出版会、二〇〇七年、初出は一九八四年）参照。

(34) その他、藤原（中臣）大嶋は早川庄八「律令太政官制の成立」（『日本古代官僚制の研究』所収、岩波書店、一九七八年）や黒田達也「天武朝の官制」（前掲註33論文）が納言とする人物で、持統女帝の即位式

では天神寿詞を読むなど、不比等が台頭するまでの一時期、藤原氏の中心的人物として活躍しているし、大伴安麻呂も黒田が納言に認定した人物で、兄御行が大宝元年（七〇一）に没すると、翌年五月に参議に就任し、慶雲二年（七〇五）八月には大納言に任命されている。

(35) 荒木敏夫「日本古代の幼帝—古代王権と年齢階梯—」（『日本古代王権の研究』所収、吉川弘文館、二〇〇六年）。

(36) 仁藤敦史「古代女帝の成立—大后と皇祖母」（前掲註3論文）、同「古代女帝論の現状と課題」（前掲註10論文）、同「古代王権論の成果と課題」（前掲註10論文）。

(37) 義江明子『天武天皇と持統天皇』（日本史リブレット人、山川出版社、二〇一四年）、同「持統王権の歴史的意義」（『日本古代女帝論』所収、塙書房、二〇一七年、初出は二〇一五年）。

(38) 拙稿「譲位制の成立とその展開」（『國學院雑誌』一二〇—一一、二〇一九年）。

(39) 仁藤敦史「古代女帝の成立—大后と皇祖母」（前掲註3論文）。